

	定義等	基本理念等	禁止事項・その他
堺市	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例 平成14年4月1日 施行 (定義) 第2条 (1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。	(基本理念) 第3条 (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。	
文京区	文京区男女平等参画推進条例 平成25年11月1日 施行		(禁止事項等) 第7条 何人も、配偶者からの暴力等、セクシャル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。 2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。
多摩市	多摩市女と男の平等参画を推進する条例 平成26年1月1日 施行 (用語の定義) 第2条 (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人気が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。 (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。 (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。	(基本理念) 第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。 (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。 (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。 (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。 (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。	(市民の責務) 第5条 3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシャル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。 (事業者の責務) 第6条 2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシャル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。 (性別等による差別的取扱いと暴力の禁止) 第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。 (公表される情報への配慮) 第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければなりません。
渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 平成27年4月1日 施行 (定義) 第2条 (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。 (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛）をいう。 (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。 (8) パートナーシップ 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。	(性的少数者的人権の尊重) 第4条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者的人権を尊重する社会を推進する。 (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。 (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。 (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。 (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。	(事業者の責務) 第7条 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。 (区が行うパートナーシップ証明) 第10条 区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明（以下「パートナーシップ証明」という。）をすることができる。 第11条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。 2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。
世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 平成30年4月1日 施行 (定義) 第2条 (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるということをいう。 (3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）並びに性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。 (6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。		(基本的施策) 第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。 (5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
国 立 市	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例 平成30年4月1日 施行 (用語の意味) 第2条 (1) 男女平等参画 全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。 (5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。 (6) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。	(基本理念) 第3条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。 (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人が、個人として尊重されること。 (2) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。	(禁止事項等) 第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシャル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他の性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。 2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。 3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう充分に配慮しなければならない。

他都市の状況（WL B・女性活躍等について）

	WL B・女性活躍等	相談・支援	その他
岡山市	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 平成14年4月1日 施行 (事業者の責務) 第6条 ・事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びWL Bに配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない	(男女共同参画相談支援センター) 第21条 (女性相談員による相談等) 第22条 (被害者の緊急一時保護) 第23条 (被害者の保護及び自立支援) 第24条 (配偶者等からの暴力の発見者による通報等) 第25条 (職務関係者の義務等) 第26条 (暴力の防止及び被害者の保護の促進) 第27条	(男女共同参画推進週間) 第17条 ・6月に
札幌市	札幌市男女共同参画推進条例 平成15年1月1日 施行 (事業者の責務) 第6条 ・事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組（積極的改善措置を含む。）を行うよう努めなければならない		
仙台市	仙台市男女共同参画推進条例 平成15年4月1日 施行 (事業者の役割) 第5条 ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、かつ公正に評価すること、WL Bの環境づくりを行うことその他の事業活動を行うに当たっての男女共同参画の推進に努めるものとする (政策の立案及び決定への共同参画) 第10条 ・市は、性別にとらわれることなく、積極的に職員の能力を開発し、その能力や適性を重視した登用等を行うものとする		
千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例 平成15年4月1日 施行 (事業者の役割) 第6条 ・事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、WL Bの職場環境を整備する役割を担うものとする (基本的施策) 第8条 ・政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員がWL Bを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること		(基本的施策) 第8条 ・自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること (男女共同参画週間) 第14条 ・毎年12月に市長が定める日から1週間
横浜市	横浜市男女共同参画推進条例 平成13年4月1日 施行	(基本的施策) 第7条 ・DV及びセクハラを防止し、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うとともに、暴力による被害を受けた者を一時的に保護する施設に対する支援等に努めること	
川崎市	男女平等かわさき条例 平成13年10月1日 施行 (事業者の役割) 第5条 ・事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、WL Bの支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする		
相模原市	さがみはら男女共同参画推進条例 平成16年4月1日 施行 (事業者の役割) 第6条 ・事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者のWL Bの職場環境づくりに努めなければならない	(被害者に対する支援) 第13条 ・市は、性別による差別的扱い、セクハラ等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする ・市は、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする	(男女共同参画推進週間) 第19条
新潟市	新潟市男女共同参画推進条例 平成17年4月1日 施行 (事業者の責務) 第6条 ・事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、WL Bの職場環境を整備するよう努めるものとする	(相談への対応) 第21条 ・市民、事業者及び市民団体は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して、市に相談することができる ・市は前項の規定による相談を受けたときは、関係機関との連携の下に適切な措置を講ずるものとする	(事業者等への支援) 第15条 ・市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする
静岡市	静岡市男女共同参画推進条例 平成15年4月1日 施行 (事業者の責務) 第11条 ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、WL Bを支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない ・事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない		
浜松市	浜松市男女共同参画推進条例 平成15年4月1日 施行 (事業主の責務) 第6条 ・事業主は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない ・事業主は、WL Bを支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない		

※ 条文については、各都市の条例から一部抜粋している。

※ 以下の文言については、略して表記している。

- ・WL B：職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立
- ・DV：配偶者等からの身体的、精神的、社会的、経済的、又は性的な暴力
- ・セクハラ：セクシュアル・ハラスメント

	WLB・女性活躍等	相談・支援	その他
名古屋市	<p>男女平等参画推進なごや条例 平成14年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第5条 ・事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない (参画機会の拡大及び是正措置) 第12条 ・市は、平等参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない</p>	<p>(性別による権利侵害の防止及び支援) 第10条 ・市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない</p>	
京都市	<p>京都市男女共同参画推進条例 平成15年12月26日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第5条 ・事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、WLBの職場環境を整備するよう努めなければならない</p>	<p>(性別による人権侵害の防止等) 第13条 ・本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない</p>	<p>(雇用における平等な機会及び待遇の確保等) 第15条 ・本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣習により、個人としての能力を發揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない</p>
堺市	<p>堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例 平成14年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第6条 ・事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、WLBの職場環境を整備するよう努めなければならない</p>		
神戸市	<p>神戸市男女共同参画の推進に関する条例 平成15年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第6条 ・事業者は、法人であるか個人であるかを問わず、その事業活動において、WLBの就業環境を整備し、及び職域における活動に平等に参画することができる機会を確保するよう努めなければならない (附属機関等への共同参画の機会確保) 第11条 ・市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする</p>		<p>(雇用等の分野における男女共同参画の推進) 第16条 ・市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする</p>
広島市	<p>広島市男女共同参画推進条例 平成13年9月28日 施行</p> <p>(本市の政策の決定過程への女性の参画推進) 第9条 ・本市は率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする ・女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発 ・職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわりなく活用できる環境づくり</p>		
福岡市	<p>福岡市男女共同参画を推進する条例 平成16年4月1日 施行</p> <p>(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画) 第14条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする ・男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保、勤務環境の整備等に努めること</p>	<p>(暴力等の防止及び被害者等への支援) 第21条 ・市は、DV及びセクハラを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする (相談への対応) 第22条 ・市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民等（市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。以下同じ。）から相談があつた場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする</p>	<p>(自治組織の役割) 第7条 ・自治組織は、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない (自治組織への支援) 第17条 ・市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため必要な支援その他男女共同参画の推進のための支援を行うものとする</p>
北九州市	<p>北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例 平成14年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女のWLBの支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない</p>	<p>(相談) 第11条 ・市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする</p>	
熊本市	<p>熊本市男女共同参画推進条例 平成21年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第6条 ・事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない ・事業者は、その雇用する者のWLBの就業環境の整備に努めなければならない</p>	<p>(相談への対応) 第17条 ・市長は、第7条に掲げる行為（性別による差別的取扱い、セクハラ、DV）について市民から相談があつたときは、必要に応じ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない</p>	
国 立 市	<p>国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例 平成30年4月1日 施行</p> <p>(事業者等の責務) 第7条 ・事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、全ての人のWLBの環境の整備に努めるものとする</p>		
多 摩 市	<p>多摩市女と男の平等参画を推進する条例 平成26年1月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第6条 ・事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員のWLBの職場環境づくりに努めるものとします。 ・事業者は個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。</p>		
渋 谷 区	<p>渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 平成27年4月1日 施行</p> <p>(事業者の責務) 第7条 ・事業者は、全ての人のWLBの職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする</p>		

※ 条文については、各都市の条例から一部抜粋している。

※ 以下の文言については、略して表記している。

- ・WLB：職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立
- ・DV：配偶者等からの身体的、精神的、社会的、経済的、又は性的な暴力
- ・セクハラ：セクシュアル・ハラスメント